

犬や猫の飼い方について

犬の飼い方について

- 犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬は生後90日を経過した日）から30日以内に、青森市保健所等で犬の登録手続きをして、鑑札をもらいましょう。
- 年に1回狂犬病予防注射を受け、注射済票をもらいましょう。
- もらった鑑札と注射済票は、必ず迷子札などと一緒に首輪につけましょう。
- 放し飼いをしてはいけません。散歩に行くときは必ずリードをつける、外に繋ぐときは定期的に繋いでいるリードなどを確認しましょう。訪問者に犬が届かないところにつなぐことも大切です。
- 散歩中にしたフンは、必ず持ち帰りましょう。オシッコには水をかけましょう。

猫の飼い方について

- 猫の健康と安全のために、室内で飼うようにしましょう。
- 万が一に備えて首輪に迷子札をつけておきましょう。
- 野良猫への無責任なエサやりはやめましょう。エサだけを与えると、望まれない子猫が生まれ、ご近所にフンやオシッコをして迷惑をかけてしまいます。

犬も猫も

- 飼い主の突然の怪我・病気にそなえ、ペットを預ける場所や代わりに飼ってくれる人を見つけておきましょう。
- むやみな繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を実施しましょう。病気を防ぐ効果もあります。
- 犬猫の飼い方や、ペットを飼い続けることに不安のあるかたは、早めに生活衛生課動物愛護チームまで連絡をしてください。

青森市大字宮田字玉水 119-1
(青森県動物愛護センター内)
青森市保健所生活衛生課
動物愛護チーム
TEL 017-737-3551